

答 申 第 1 号
平成22年 2 月24日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成21年 3 月27日付け青建第871号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

弘前南高校体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議に関する文書等についての一部
開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、一部開示決定処分において、第 2 の 1 (1) に係る行政文書を不開示としたことは、妥当ではない。

実施機関は、第 4 の 2 (1) のアからエまでに掲げる行政文書について、改めて青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第11条第 1 項又は第 2 項の決定を行うべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成20年12月24日、実施機関に対し、条例第 5 条の規定により、次の行政文書について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議（平成19年10月 3 日）が開催されるに至った経過の分かる一切の文書（起案書、開催案内文書並びに協議までに入手した資料等を含む。）
- (2) 上記(1)の協議後に指摘内容に対する対応の分かるもの（起案書、方針決裁文書を含む。）
- (3) 弘前南高校第一体育館大規模改修工事の工事期間延長の経緯の分かる一切の文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、上記 1 (2) に係る行政文書については、次の(1)から(7)までに掲げる行政文書を、上記 1 (3) に係る行政文書については、次の(8)に掲げる行政文書をそれぞれ特定し、開示する一方で、上記 1 (1) に係る行政文書については、「協議開催案内は電話及びメールで受けております。メールは廃棄処分されており、開示請求された行政文書は保有していません。」との理由から開示しないとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年 1 月 5 日、異議申立人に通知した。

- (1) 平成19年度 工事番号 中南営19第2号 県立弘前南高等学校第一体育館大規模改修工事（第2回設計変更）設計書の一部及び一部変更契約書
- (2) 平成19年度 工事番号 中南営19第2号 県立弘前南高等学校第一体育館大規模改修工事（第3回設計変更）設計書の一部及び一部変更契約書
- (3) 平成19年3月23日付け歳出予算令達通知書
- (4) 平成19年10月25日付け歳出予算令達通知書
- (5) 平成19年12月25日付け歳出予算令達通知書
- (6) 平成20年1月11日付け歳出予算令達通知書
- (7) 平成20年1月28日付け歳出予算令達通知書
- (8) 平成19年度 工事番号 中南営19第2号 県立弘前南高等学校第一体育館大規模改修工事（第1回設計変更）設計書の一部及び一部変更契約書

3 異議申立て

異議申立人は、平成21年1月9日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件開示請求の内容について開示するとの決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 開示請求の対象となった協議会について、「弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議内容」と題する文書によれば、開催場所は「当課」と記載されている。「当課」とは教育庁学校施設課を指し、その所在は本庁警察本部庁舎6階である。その部屋に、弘前市蔵主町にある中南地域県民局地域整備部建築指導課と、建築住宅課から、それぞれ職員が出張し、協議を行ったものである。そうすると、その協議会に参加するためには、中南地域県民局地域整備部建築指導課と建築住宅課の職員については少なくとも出張のため、旅行命令権者による旅行命令が発せられなければならない（職員等の旅費に関する条例（昭和27年9月青森県条例第

45号)第4条)、加えて、当該旅行に係る旅費の支給を受けるためには、所定の請求書に必要な資料を添えて提出しなければならない、この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができないこととされている(同第13条)。このことは、職員の服務規定上、職員が個人の判断で勝手にその所在を移動できないことから当然のこととしてなされなければならないことである。

したがって、これら職員が出張のための旅行をするためには、それぞれの所属長を通じて旅行命令権者に対してその許可を得る必要があり、本件に係る協議会出席のための旅行については、そのような手続を経ないでなされた旅行であるという緊急性はなかったはずであると解される。ところ、「協議会開催案内は電話及びメールで受けて」いたとしても、その協議会出席のための手続は当然のごとく行われていたはずであり、その旅行が正当な職務として行われることの裏付けとなる根拠が組織的に用いられる文書として示されていなければならないものと解される。

- (2) 本件開示請求の対象とし、不存在を理由に開示されなかったいくつかの文書のうち、協議会開催に係る案内文書についてみると、(1)のとおり青森県文書取扱規程(昭和36年8月青森県訓令甲第27号)に定められる文書であることは明らかである。また、条例第2条第2号に定める行政文書に該当する文書であることも明らかである。
- (3) 本件異議申立てに係る開示請求の対象とした文書は、協議会開催案内文書に限定したものではなく、協議会を開催しなければならない状況を認識するに至った過程で入手、作成した文書も含まれているものである。したがって、実施機関は協議会開催案内以外の文書についても処分をする合理的理由を示すべきであったが、当該開示請求文書を協議会開催案内の文書に限定して不開示決定したこと、その他の文書について請求内容を見做したことは、実施機関による職権の濫用であり、情報の隠ぺいを疑わせる行為といわざるをえない。
- (4) 理由説明書に対する反論

ア 本件異議申立ては、実施機関による本件処分に対して行ったものである。したがって、実施機関が理由説明書に記載している「第4の2(1)のアの文書については、今回追加開示する。同イの文書については、平成21年2月8日付けの開示請求に対し、同月18日付け指令第146号で開示済みであり、同ウ及び同エの文書については、平成21年1月5日付けの開示請求に対し、同月15日付け指令第129号で開示済みである。」とする言い訳は別の議論であり、本件異議申立てに対する理由とはならない。むしろ、そのような議論を行うことは条例の趣旨について

の不理解さ加減を吐露するもので、加えて本質的な議論をはぐらかそうとするものでまさに失当である。本件異議申立ては上記のとおり、あくまでも本件処分に対してなされているものである。

条例はその第1条で「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与することを目的とする。」とし、条例第3条と合わせて「原則開示」の精神にのっとり、条例全体が解釈及び運用をされなければならないことを明らかにしている。したがって、開示請求が行われた場合には、その開示請求者が意図する趣旨を十分にくみ取り、保有する行政文書を特定できるよう、開示請求者に対し必要な情報提供を行うなどして文書の特定作業を行い、その上で開示することが必要とされるものであろう。したがって、「異議申立ての内容により、請求内容を狭義に解釈したことが判明した。」などとする言い訳もまた失当である。

なお、第4の2(1)のアからエまでに掲げる文書がその後特定されており、それら文書を特定する作業が特段困難であったという事情もうかがえないことにかんがみれば、本件開示請求に対し、実施機関がし意的に情報隠しを行った、あるいは情報公開をサボタージュしたのではないかとさえ疑われる。このような行為は、実施機関による裁量権の濫用というほかはない。

イ 本件開示請求の対象とした「開催案内文書」について検討すると、「今回の旅行に係る開催案内は、電話及びメールで行われて」いたとしても当該協議会の内容についてみると、工事過程の建物状況について詳細な検討がなされ、工事内容の変更についても詳細について説明、検討されていたことがうかがえる（「復命書」に添付された文書の「重要説明事項」記載内容によっても相当重要な会議であったことがうかがえる。）ことを考慮すれば、新たに特定したとする第4の2(1)のアからエまでに掲げる文書以外にも当該協議会を開催するに至った経過、当該協議会を行わなければならないという意思決定をするに至った経過の分かる文書がなければならないということが容易に推量されるものである。そして、このように重要な案件が議題として提起された協議会開催についての案内が、例えば電話で行われたとしても、必要な内容が記載された電話メモ等が存在していたであろうことは社会通念上も容易に推認される。また、「復命書」に添付された文書が存在することを考慮すると、実施機関において協議会開催への文書や提出資料作成についてのりん議、決裁がなされており、それに該当する文書も存在するものと考えるのが自然である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

1 第3の2(1)の異議申立人の主張について

「旅行命令及び復命の取扱い等について」（平成9年2月12日青人第752号人事課長名通知）において、「1. 旅行命令について (2)用務内容及び用務先は、旅行命令簿によりできるだけ具体的に明示すること。（会議の開催通知がある場合は、これを添付すること。）」となっており、文書添付が必須とはなっていない。

よって、今回の旅行に係る開催案内は、電話及びメールで行われており、文書を保有しておらず、上記の通知文書の運用により、文書を添付せずに旅行したことは、妥当と考える。

2 第3の2(3)の異議申立人の主張について

(1) 本件異議申立ての内容により、請求内容を狭義に解釈したことが判明した。よって、異議申立書に記載されている請求内容で開示する行政文書を特定すると、次の文書が該当する。

- ア 監督員が現場で目視により外壁モルタル面の浮きを確認した時の旅行命令簿
- イ 請負業者に外壁モルタル全面の浮き状況の調査の指示を行った時の指示簿
- ウ 請負業者から提出された「屋根及びモルタル部分浮き・クラック調査の結果」
- エ 変更概算額、案(1)・案(2)

(2) なお、上記(1)アの文書については、今回追加開示する。同イの文書については、平成21年2月8日付けの開示請求に対し、同月18日付け指令第146号で開示済みであり、同ウ及び同エの文書については、平成21年1月5日付けの開示請求に対し、同月15日付け指令第129号で開示済みである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請

求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件異議申立ての対象について

本件処分は、第2の1(1)から(3)までに係る行政文書について行われたものであるが、異議申立書及び反論書の記載を踏まえると、異議申立人は、本件処分のうち、第2の1(1)の「弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議（平成19年10月3日）が開催されるに至った経過の分かる一切の文書」に係る行政文書について、実施機関が保有していないことを理由に不開示としたことを不服として異議申立てを行ったものと認められる。

よって、本件異議申立ての審査の対象は、「弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議（平成19年10月3日）が開催されるに至った経過の分かる一切の文書」（以下「本件対象文書」という。）であると認め、その存否について判断するものである。

3 本件対象文書の存否について

(1) 平成19年10月3日開催の弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議（以下「本件協議」という。）について

異議申立人が資料として提出した、中南地域県民局地域整備部作成の平成19年10月4日付け復命書及び教育庁学校施設課作成の打合せ記録「弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議内容」には、本件協議の概要が記載されており、その内容から、本件協議は、次のとおり、担当者間の業務打合せであると認められる。

ア 参集範囲

中南地域県民局地域整備部からは担当者2名、建築住宅課からは担当グループリーダー及び担当者2名、教育庁学校施設課からは担当グループリーダー及び担当者1名が参加している。

イ 場所

教育庁学校施設課（県庁舎 警察本部6階）

ウ 協議内容

(ア) 追加工事の必要性等について

県立弘前南高等学校第一体育館大規模改修工事（以下「本件工事」という。）の施工業者が調査した結果、建物の状態、特に外壁の状態が良くないことが明らかとなり、当初設計どおりの施工が不可能であるため、全般にわたって追加工事の必要があること、工期も延長する必要があることについて、営繕業務を担当する中南地域県民局地域整備部から説明がなされた。

(イ) 追加工事の方法及び工事費について

中南地域県民局地域整備部から追加工事案が2案示され、追加工事案について教育庁学校施設課で検討することとなった。

(2) 本件協議の開催案内に係る文書の存否について

ア 実施機関は、本件処分に係る行政文書一部開示決定通知書において、本件対象文書を本件協議の開催案内に係る文書と特定した上で、「協議開催案内は電話及びメールで受けており、メールは廃棄処分されている」として、当該文書は保有していないと説明している。

イ 旅行命令及び旅費請求に係る事務手続における本件協議の開催案内に係る文書作成の必要性について

(ア) 異議申立人は、異議申立書において、「協議会開催案内は電話及びメールで受けて」いたとしても、その協議会出席のための手続は当然のごとく行われていたはずであり、その旅行が正当な職務として行われることの裏付けとなる根拠が組織的に用いられる文書として示されていなければならない」として、本件協議へ出席するに当たっての旅行命令及び旅費請求に係る事務手続において、職員が公務旅行することの根拠として、本件協議の開催案内に係る文書が示されていなければならない旨主張している。

(イ) そこで、異議申立人が主張するように、旅行命令及び旅費請求に係る事務手続において、本件協議の開催案内に係る文書の呈示が求められているか、すなわち当該文書を作成し、又は取得する必要の有無について検討する。

a 当審査会が、本件協議が行われた当時の、第4の1において実施機関が引用する「旅行命令及び復命の取扱い等について」を調査したところによると、旅行命令権者が旅行命令を発する場合における留意事項として、用務内容及び用務先については、旅行命令簿にできるだけ具体的に記載することとされているが、実施機関が述べているとおり、会議の開催に係る文書の添付は必須とはなっていないことが認められる。

b 当審査会が、本件協議が行われた当時の「職員等の旅費に関する条例の運用について」（平成19年4月10日付け青人第29号人事課長名通知）を調査し

たところによると、職員等の旅費に関する条例第13条（旅費の請求手続）の運用として、内国旅行の航空賃の精算に際しては、旅費請求書に、搭乗券の半券等その支払を証明するに足る書類を添付するものとされている。

また、同通知では、同条例第31条（旅費の調整）の運用として、会議に出席するための旅行において、会議主催者から宿泊先を指定され、宿泊料金が宿泊料定額を上回る場合などに、旅費の調整を行うこととされているからすると、このような会議へ出席した場合には、宿泊先が指定されていることを示す資料として、旅費請求書に会議の開催通知等の添付が求められるものと考えられる。

このことからすると、本件協議への出席のように、中南地域県民局から県庁舎までの宿泊や航空機の利用を伴わない出張において、その開催に係る文書の添付が義務付けられているとは認められない。

- (ウ) 以上のおり、本件協議が行われた当時の旅行命令及び旅費請求に係る事務手続からすれば、実施機関が、本件協議の開催案内に係る文書を作成し、又は取得する必要があるとまでは認められない。

ウ 担当業務を遂行する上での本件協議の開催案内に係る記録保存の必要性について

- (ア) 異議申立人は、反論書において、「協議会開催についての案内が、例えば電話で行われたとしても、必要な内容が記載された電話メモ等が存在していたであろうことは社会通念上も容易に推認される」と主張しているため、当該文書の存否について検討する。

- (イ) 当審査会が実施機関に対し、本件協議の開催案内に係る連絡経路等について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、次のとおり述べている。

a 連絡経路について

- (a) 中南地域県民局地域整備部の担当者から、建築住宅課の担当者へ打合せ（本件協議の開催）の要望があった。

- (b) これを受けて、建築住宅課の担当者は、当該打合せの要望について教育庁学校施設課の担当者に伝えた。

- (c) 建築住宅課と教育庁学校施設課との日程調整後、建築住宅課の担当者から中南地域県民局地域整備部の担当者へ伝達した。

b 本件協議に係るメールの印字、呈覧等の有無について

メールは担当者同士のメモ的やり取りであり、印字・呈覧をしないで破棄した。

c 記録の保存について

本件協議と同種の協議において、その開催案内が電話及びメールで行われたとしても、担当者同士のメモ的やり取りであるため、記録を保存していな

い。

- (ウ) 当審査会が調査したところ、青森県文書取扱規程（昭和36年8月青森県訓令甲第27号）及び青森県電磁的記録取扱要綱（平成12年3月29日制定）において、電子メールの管理に係る一般的な取扱いについて定めた規定はない。
- (エ) 上記のとおり、本件協議の開催連絡は、行政機関内部において日常的に行われている担当者同士の業務連絡であり、また、その連絡事項は、事前検討を必要とするような内容ではなく、軽微なものであると考えられるため、当該業務連絡に係るメールの印刷や電話の内容をメモするなどの方法により、その記録を保存しないとしても、担当業務に支障が生じるとまでは認められない。

エ これらのことからすると、「協議開催案内は電話及びメールで受けており、メールは廃棄処分されている」とする実施機関の説明には、これを不合理とすべき点は存しないものと認められる。また、当審査会の調査においても、これを覆し、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

(3) その他の本件協議が開催に至った経緯の分かる文書の存否について

ア 異議申立人は、異議申立書において、「本件対象文書は、協議会開催案内文書に限定したものではなく、本件協議を開催しなければならない状況を認識するに至った過程で入手、作成した文書も含まれている」旨を主張しているため、以下、これらの文書の存否について検討する。

イ 本件対象文書として特定すべき行政文書の範囲について

- (ア) 本件開示請求に係る開示請求書の記載を文言どおり解釈すると、本件対象文書は、本件協議の開催案内に係る文書に限定されるものではなく、本件協議の開催に至った過程が記載された文書を含むことは明らかである。
- (イ) 当審査会が実施機関に対し、本件協議の開催目的について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「本件工事に係る改修方法、工事費及び工期等の変更について相談するための打合せである」旨回答している。
- (ウ) この実施機関の説明と、上記(1)の本件協議の内容からすると、本件協議は、実施機関が弘前南高校第一体育館の外壁の状態不良を認識したことを契機として、当初設計どおりの施行が不可能となり、追加工事が必要となったことから、その改修方法、工事費及び工期等の変更について協議するために開催されたものと認められる。
- (エ) よって、本件対象文書として特定すべき行政文書の範囲は、実施機関が弘前南高校第一体育館の外壁不良を認識した時点から、本件協議が開催されるまでの間に、実施機関が作成し、又は取得した文書で、本件協議の開催に至った過程が記載されたものと考えべきである。

ウ 実施機関が本件異議申立て後に特定した行政文書について

(ア) 実施機関は、本件異議申立てを受け、理由説明書において、第4の2(1)のアからエまでに掲げる行政文書は、本件対象文書に含まれる旨説明しているところである。

(イ) 当審査会において、実施機関から第4の2(1)のアからエまでに掲げる行政文書の提示を受けるとともに、その内容について説明を求め、確認したところによると、次のとおり、いずれも本件対象文書として特定すべき文書の要件を満たしているものと認められた。

a 第4の2(1)のアの「監督員が目視により外壁モルタル面の浮きを確認した時の旅行命令簿」について

平成19年7月25日に監督職員（中南地域県民局地域整備部担当者）が出張により現場に赴き、目視により外壁モルタルの浮きを確認した用務が記載された旅行管理簿である。

b 第4の2(1)のイの「請負業者に外壁モルタル全面の浮き状況調査を指示した時の指示簿」について

監督職員が請負業者に対し、外壁面のひび割れ、浮き及び欠損を調査し、報告するよう求めた旨が記載された平成19年7月26日付けの現場指示簿である。

c 第4の2(1)のウの「請負業者が提出した「屋根及びモルタル部分浮き・クラック調査の結果」」について

監督職員の指示を受け、請負業者が平成19年9月28日付けで作成した外壁モルタル面の浮き等の調査結果であり、外壁調査図、外壁モルタル塗浮き部調査図、外壁モルタルクラック調査図等の各種調査図面により構成されている。

d 第4の2(1)のエの「変更概算額、案(1)・案(2)」について

本件協議において使用するため、中南地域県民局地域整備部の担当者が作成した平成19年10月3日付け資料であり、工事内容の変更比較表及び概算額の内訳書により構成されている。

エ 実施機関が特定した行政文書以外の本件対象文書の存否について

(ア) 異議申立人は、反論書において、「協議会開催への文書や提出資料作成についてのりん議、決裁がなされており、それに該当する文書も存在するものと考えるのが自然である」として、第4の2(1)のアからエまでに掲げる行政文書のほかにも本件対象文書が存在する旨主張しているため、中南地域県民局地域整備部内における本件協議の開催の必要性を判断した文書や、本件協議での配付資料の作成に係る起案文書の存否について、検討する。

(イ) 本件協議の開催の必要性を判断した文書の存否について

- a 当審査会が実施機関に対し、本件協議の開催の必要性について、事前に中
南地域県民局地域整備部内において検討した経過を記録した文書を作成しな
かったのか説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、
「工事内容に変更が生じた場合には、通常関係課の担当者間で打合せを行っ
ており、改めて打合せの必要性について検討していない」と回答している
ところである。
 - b 実施機関の説明のとおり、工事内容に変更が生じた場合には担当者間にお
いて協議を行うのが通常の事務の流れであるとすれば、そのような担当者間
の協議について、所属において開催の必要性をその都度検討することはない
と考えられ、また、その当時、本件協議の開催について、通常の場合とは異
なり、慎重な検討が求められていたなど特段の事情も認められない。
 - c このことから、「工事内容に変更が生じた場合には、通常関係課の担当者
間で打合せを行っており、改めて打合せの必要性について検討していない」
とする実施機関の説明には、これを不合理とすべき点は存しないものと認め
られる。
- (ウ) 本件協議での配付資料の作成に係る起案文書の存否について
- a 当審査会が実施機関に対し、本件協議での配付資料を作成するに当たり、
起案文書は作成しなかったのか説明を求めたところ、実施機関はその提出し
た書面において、「担当者同士の打合せであることから、資料作成に当たっ
ての起案文書による決裁は行っていない」と回答しているところである。
 - b 本件協議での配付資料は、担当者間の業務打合せに用いるため作成された
もので、実施機関が教育庁学校施設課に提示した追加工事の案が記載されて
いる。
追加工事の内容は、本件協議後に、教育庁学校施設課の意向を踏まえて、
実施機関が請負業者との間で本件工事に係る変更契約を締結することにより
確定し、この場合には、起案文書により意思決定が行われるものと考えられ
る。本件協議での配付資料は、担当者間の業務打合せにおいて提示する変更
契約の内容検討に当たっての案であることからすると、その作成に当たり、
起案文書による意思決定を行っていないとしても、直ちに適切な事務処理で
ないとまでは言えない。
 - c このことから、「担当者同士の打合せであることから、資料作成に当たっ
ての起案文書による決裁は行っていない」とする実施機関の説明には、これ
を不合理とすべき点は存しないものと認められる。
- オ 以上から、実施機関は、本件対象文書として、第4の2(1)のアからエまでに
掲げる文書を保有しているものと認められる。また、それ以外の行政文書は保有
していないとする実施機関の説明には、これを不合理とする点は存せず、また、
当審査会の調査でも、当該文書の存在を推認させるような事情も認められな

め、実施機関は、これを保有していないと考えるのが相当である。

4 結論

以上のとおり、実施機関が、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは妥当ではなく、実施機関は、本件対象文書として、第4の2(1)のアからエまでに掲げる行政文書を保有していると認められるので、第1のとおり判断する。

5 付言

本件処分の妥当性について、当審査会は、以上のとおり判断するが、なお次の点を付言する。

実施機関は、本件異議申立て後において、本件開示請求の内容を狭義に解釈したことが判明したとし、第4の2(1)のアからエまでに掲げる行政文書が本件対象文書に該当する旨述べている。

しかし、先に指摘したとおり、本件開示請求に係る開示請求書の記載を文言どおり解釈すると、本件対象文書は、本件協議の開催案内に係る文書に限定されるものではないことは明らかである。

当審査会が実施機関に対し、本件開示請求の内容を狭義に解釈した理由について説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「請求内容が、「弘前南高校第一体育館大規模改修に係る建築住宅課との協議（平成19年10月3日）が開催されるに至った経過の分かる一切の文書」となっていたため」と述べるのみであり、その判断に合理性があったとは認めることはできない。

「開示請求権の十分な尊重」を基本理念とする条例の趣旨にかんがみ、実施機関が開示請求に係る行政文書を特定する際には、開示請求者が必要とする行政文書が過不足なく特定されるよう、必要に応じて開示請求者に確認するなど、開示請求者の真意をくみ取った上で、開示請求書記載の文言を合理的に解釈しなければならない。いやしくも、その解釈がし意的になされているとの批判を受けないよう、留意する必要がある。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 3 月27日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成21年 4 月17日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成21年 4 月24日 (第154回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 5 月11日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成21年 5 月22日 (第155回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 6 月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年 6 月26日 (第156回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 7 月24日 (第157回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 8 月28日 (第158回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年 9 月18日 (第159回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。
平成21年10月16日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成21年10月23日 (第160回青森県 情報公開審査会)	・審査を行った。

平成21年11月25日 (第161回青森県 情報公開審査会)	・ 審査を行った。
平成21年12月18日 (第162回青森県 情報公開審査会)	・ 審査を行った。
平成22年 1 月22日 (第163回青森県 情報公開審査会)	・ 審査を行った。
平成22年 2 月17日 (第 1 回青森県情 報公開・個人情報 保護審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
紺屋 博昭	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成22年 2 月24日現在)